

契約変更理由書

神戸市

工 事 名	国道428号（箕谷北工区）トンネル築造工事
■契約変更後の工事概要 トンネル（NATM）延長L=419m 坑口付帯（坑口起点側）1式、坑口付帯（坑口終点側）1式、舗装工1式、排水構造物工1式、トンネル工（発破工法）1式、インバート工1式、坑内付帯工1式 坑門工1式、落石防止工1式、仮設工1式	
■設計変更の理由 ① 松が枝町方面への導線を確保するため、工事ヤード内に仮栈橋を設置している。トンネル掘削に向けた受発注者による安全対策協議会の中で、ダンプトラック通過時に仮栈橋からの掘削残土の飛散が懸念されたことから飛散防止対策工を追加する。また、仮栈橋及び仮栈橋前後の斜路区間においても、降雨時に現道への土砂流出や濁水の落下が懸念されたことから、舗装工を追加する。 ② 工事ヤードについては、事前の騒音解析により、近隣住宅への騒音影響を抑えるために防音壁等を設置する計画である。この度、発破工事を行うにあたって、近隣住民へ工事説明を行ったところ、粉塵・騒音などの環境対策として、工事ヤードを万能塀で囲むよう要望があり、防音壁等以外の区間についても万能塀を設置する必要性が生じた。また、仮囲いの設置にあたり地元住民と現地立会したところ、松が枝町への道路とヤード南側道路の T 字路部において、視界が十分に確保できないとの声があったことから、仮囲いを一部透明板として設置する必要性が生じた。 ③ 本トンネル区間は幹線道路の国道 428 号に近接しており、発破による落石等落下物の被害を防ぐ施工計画を策定する必要がある。施工計画の策定に際し、発破の影響を受ける法面の事前詳細調査を行ったところ、発破前に対策が必要となる危険木が確認され、倒木による現道の通行止めリスクがあることから、倒木対策工を追加する必要性が生じた。 ④ 令和 5 年度の特定期道路土工構造物点検にて、国道 428 号の既設法枠のアンカーヘッドに多数の緩みが確認されたことから、原因究明及び対策工を検討するため、既設法枠上にパイプ歪計、アンカー軸力計を設置し、令和 6 年度にアンカーの再緊張工事を行った。この度、発破の影響を受ける法面の事前詳細調査及び影響検討を行ったところ、既設法枠に発破影響が及び、変状が発生するリスクが想定されることから、パイプ歪計・アンカー軸力計による継続的な法面監視工を実施する必要性が生じた。 ⑤ トンネル直上付近への住民説明会において、トンネル発破掘削時に、斜面上に変状がないか観測するよう要望があったため、住宅隣接箇所において法面監視工（地表面沈下計測）を追加する必要性が生じた。	